

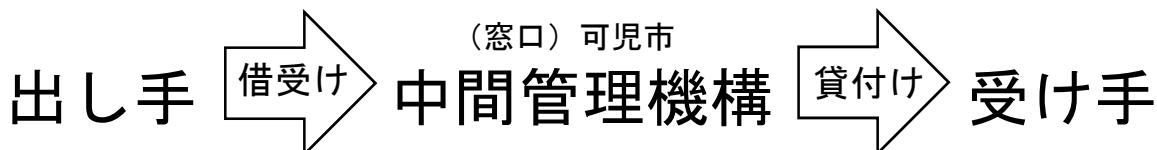
農地の貸し借りの制度が変わります！

農業経営基盤強化促進法（通称：基盤法）が改正され、農用地利用集積計画による農地の貸し借りの方法が廃止されました。

令和7年4月1日以降に農地の貸し借りを新規に設定または更新する場合は、農地中間管理機構を介した「農地中間管理事業」を活用してください。

●農地中間管理事業

農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）が中間的な受け皿となって農地の貸し借りを行う制度です。



対象農地：市街化区域以外の農地（利用が困難な遊休農地や耕作者が見込めない農地は取り扱いできません。）

受け手対象者：個人・法人の契約を締結できる主体（法人格を持たない集落営農組織などは対象外です。）

貸借期間：原則、10年以上の期間を基本に貸し借りを行いますが、5年以上あれば対象となります。

期間満了後：契約期間満了後は農地が返却されます。（更新することも可能です。）

●農地法第3条による貸借

上記の農地中間管理事業を利用できない短期間の貸し借りはこちらの制度が利用できます。

市農業委員会へ農地法第3条に基づく貸借の許可申請を行う手法です。審査の結果、許可を受けることができれば貸借を行うことができます。

契約期限の6ヶ月前までに相手方に通知をしなければ、従前と同一の内容で契約が更新されます。（使用貸借の場合を除く。）